



長崎県公報

目 次

| ◎ 告 示 | 所管課(室)名 |
|------------------------------------|-----------|
| ・保安林の指定 | 林 政 課 |
| ◎ 公 告 | |
| ・肥料の登録 | 農 業 経 営 課 |
| ・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を相当とする旨の決定 | 農 村 整 備 課 |
| ・県営土地改良事業計画の決定(4件) | 〃 |
| ・測量の実施 | 建 設 企 画 課 |

告 示

長崎県告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
平戸市主師町字喜藤藏582、584、字安満岳807の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

肥料の登録(公告)

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録した。
平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | 住所または所在地 | 氏名または名称 | 登録年月日 | 登録の有効期間 |
|-----------|-------|---------------|---------------|--------------------|------------------------------|----------------|--|
| 長崎県肥第668号 | 肉かす粉末 | 肉かす粉末 NYK1 | 窒素全量 10.0% | 長崎県諫早市下大渡野町2041番地1 | 長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏 | 平成29年 1月27日 | 平成29年 1月27日 から 平成35年 1月26日 まで |

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

また、同条第2項の規定による決定に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議の申出の決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 宮田土地改良区

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 宮田土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間
平成29年2月7日から平成29年3月7日まで
- 3 縦覧場所
雲仙市役所農漁村整備課

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営平木場地区土地改良事業（ため池整備）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営平木場地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
平成29年2月7日から平成29年3月7日まで
- 3 縦覧場所
長崎市役所農林整備課

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営福島2期地区土地改良事業（ため池整備）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営福島2期地区土地改良事業計画書（ため池整備事業）
- 2 縦覧期間
平成29年2月7日から平成29年3月7日まで
- 3 縦覧場所
松浦市役所農林課及び福島支所

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営西出口地区土地改良事業（ため池整備）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営西出口地区土地改良事業計画書（ため池整備事業）
- 2 縦覧期間
平成29年2月7日から平成29年3月7日まで
- 3 縦覧場所
諫早市役所農地保全課

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営宮田地区土地改良事業（区画整理工、農業用排水施設工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営宮田地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
平成29年2月7日から平成29年3月7日まで
- 3 縦覧場所
雲仙市役所農漁村整備課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局長崎港湾・空港事務所長から公共測量（1級水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成29年2月7日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|--------|------------------------------|
| 長崎県対馬市 | 平成29年1月16日から 平成29年3月24日まで |

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通表（八二四）
二一
一一
一六

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト